

第 8 次山口県保健医療計画の中間評価・見直し（素案）について

1 「第 8 次山口県保健医療計画」について

- 医療法第 30 条の 4 第 1 項に基づく「医療計画」であり、本県の保健医療施策を総合的に推進するための基本指針となるもの。
(計画期間は令和 6 年度から令和 11 年度までの 6 年間)
- 都道府県は、「在宅医療その他必要な事項については、3 年ごとに調査、分析及び評価を行い、必要がある場合は変更すること」とされている。

2 中間評価・見直しの状況

(1) 基本的な考え方

- ① 5 疾病 6 事業及び在宅医療その他必要な事項については、国の医療計画作成指針を踏まえ対応。(改正点は主に 5 疾病・6 事業の指標例の見直し)
- ② 県高齢者プラン及び市町が策定する介護保険事業計画（介護サービスの整備目標）との整合性を確保しつつ、在宅医療の必要量等を見直す。
- ③ 関連する各種計画等との整合性を確保しつつ、数値目標等を見直す。

(2) 数値目標の現状

素案 P2

- 進捗状況等に応じて、「達成」「改善」「維持・後退」「その他」の 4 区分で評価(達成又は改善が約 6 割、維持・後退が約 1 割、その他が約 2 割)。
- 分野別では、救急医療、災害医療、へき地医療で全ての指標が達成又は改善となっており、取組の成果が出ている。一方、がんに関する指標、精神疾患に関する指標等で数値が策定時から後退。

分 野		達 成	改 善	維持・後退	その他※	計
5 疾病	が ん	1 2	1 1	6	4	3 3
	脳 卒 中 心 血 管 疾 患	8	7	0	1 7	3 2
	糖 尿 病	0	2	1	2	5
	精 神 疾 患	0	5	2	0	7
6 事業	救 急 医 療	1	1	0	0	2
	災 害 医 療	3	1	0	0	4
	新興感染症医療	6	0	0	2	8
	へ き 地 医 療	1	1	0	0	2
	周 産 期 医 療	1	0	1	0	2
	小 児 医 療	2	0	1	0	3
在 宅 医 療		7	3	1	0	1 1
人 材	医 師	0	1	0	0	1
	薬 剤 師	0	0	0	1	1
	看 護 職 員	0	1	0	0	1
計		4 1	3 3	1 2	2 6	1 1 2
構 成 比		3 6 %	3 0 %	1 1 %	2 3 %	1 0 0 %

※：国の統計が未公表等により、策定時からデータが更新できないもの

(3) 見直しの内容

① 基準病床数

素案 P 4

「精神病床」の算定においては、国が示した算定式に基づき令和 11 年における推計患者数等を踏まえて算定していることから、見直しを行う。
[現行]4,727 床 → [見直し後]4,077 床

② 数値目標の追加・見直し

(数値目標の追加)

- ・ 関連計画との整合等を図るため、新たに 3 項目を数値目標に追加。

区 分	目 標	基準値 (現状)	目標値	素案
脳卒中 心血管疾患	新脳梗塞に対する t-PA による血栓溶解療法の実施率	6.8% (R5 年)	7.0% (R10 年)	P18
脳卒中 心血管疾患	新脳梗塞に対する血栓回収療法の実施件数(人口 10 万対)	15.8 件 (R5 年)	16.0 件 (R10 年)	P18
脳卒中 心血管疾患	新救急要請から救急医療機関への搬送までに要した平均時間	保健医療圏ごとの 実績時間 (R2 年)	減らす (R10 年)	P19

(数値目標の見直し)

- ・ 関連計画との整合等を図るため、6 項目について、目標値等を見直し。

区分	目 標	基準値 (現状)	目標値 (見直し後)	素案
脳卒中 心血管疾患	改収縮期血圧 130mmHg 以上の人の割合	男 45.4% 女 36.7% (R2 年度)	男 42% 女 33% (R8 年度)	P17
精神疾患	改精神病床からの退院後 1 年以内の地域における平均生活日数	318 日 (R2 年)	調整中 (R11 年)	P25
精神疾患	改精神病床への 30 日以上 の再入院率 (退院後 90 日、180 日、365 日)	退院後 90 日 11.7% 退院後 180 日 20.1% 退院後 365 日 29.2% (R5 年)	調整中 (R11 年)	P25
精神疾患	改精神病床における 1 年以上 の長期在院者数	3,543 人 (R2 年)	調整中 (R11 年)	P25

区分	目 標	基準値 (現状)	目標値 (見直し後)	素案
精神疾患	改認知症サポーター養成数 (累計)	156,307 人 (R4 年度)	216,600 人 (R11 年度)	P25
災害医療	改広域災害・救急医療情報シ ステム(EMIS)への医療機関 情報の入力率	37% (R4 年度)	100% (R10 年度)	P29

③ 在宅医療分野の見直し 素案 P40

高齢化の進行による訪問診療患者数の増加等に対応するため、令和 8 年度までの在宅医療の必要量を設定しているが、このたび、市町の介護保険事業計画の改定との整合を図るため、令和 11 年度に向けた必要量を設定する必要がある。現在市町等と調整中のため、素案では未記載。

④ 外来医療分野の見直し〔外来医療計画〕 素案 P43

国の第 8 次(後期)ガイドライン及び最新の外来医師偏在指標を踏まえ、外来医師多数区域を見直すとともに、従前から地域で不足するとしている医療機能を、地域外来医療として位置付ける。

⑤ 医師分野の見直し〔医師確保計画〕 素案 P44

国の第 8 次(後期)ガイドラインを踏まえ、最新の医師偏在指標等に基づく各種指標・目標の更新、県内定着状況等を含む評価指標の充実、医師偏在是正プランの策定など、医師確保に係る各種取組を計画に反映する。

3 スケジュール

令和 8 年	1 0 月	地域医療対策協議会(8 圏域)(素案審議)
	1 1 月	医療審議会(素案審議)
	1 2 月	県議会環境福祉委員会(素案報告)
		パブリックコメント実施
令和 9 年	1 月	地域医療対策協議会(8 圏域)(最終案審議)
	2 月	医療審議会(最終案審議)
	3 月	県議会環境福祉委員会(最終案報告)
		計画策定・公示